第六十八条の四十三第八項中「、適格分社型分割」を「、適格分割」に、「適格事後設立に」を「適格現物分配（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）に」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「当該適格分割等」に、「百分の百」を「百分の九十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の四十三第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割等」に改め、同条第十二項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十三項中「同項の適格分割が分社型分割であるときの」を削り、「の当該適格分割」を「のその適格分割」に改め、同条第十八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「の海外投資等損失準備金の金額」の下に「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を加え、同条第十九項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第二十項中「第十八項に」を「第十八項又は第五十五条第二十二項に」に、「被事後設立法人のその適格事後設立」を「被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格現物分配」に、「第十八項の」を「第十八項又は同条第二十二項の」に、「当該被事後設立法人」を「当該適格現物分配法人」に、「当該適格事後設立」を「当該適格現物分配」に改め、同条第二十一項中「又は第五項」を「、第五項又は第六項」に改める。

第六十八条の四十四第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号イ中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第八項」に、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第四項中「の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人の解散の日を含む連結法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の四十四第六項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の四十四第七項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とする。

第六十八条の四十五第一項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「以下この条」を「第十項」に、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第四号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第六項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度における連結法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の四十五第八項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十一項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十五項及び第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とする。

第六十八条の四十六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号イ中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第八項」に、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第四項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の四十六第六項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の四十六第七項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とする。